

地域計画

策定年月日	令和7年3月28日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	函南町 (22325)
地域名 (地域内農業集落名)	丹那・畑地区 ()

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	92.23 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	92.23 ha
② 田の面積	31.70 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	60.53 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	9.07 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	1.21 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

盆地内は概ね水稻に集約されている。山間部は気温が低いため牧草を中心に露地野菜や蕎麦も栽培している。耕作放棄地の発生割合は函南町内では低い方で、比較的良好に管理されているが、山間部の形の悪い農地や傾斜のある農地は耕作に苦慮している。
酪農が盛んな地域であるが、畜産農家は減少しており、新規参入の障壁も高いため、問題となっている。また、農業が儲かる仕組みを作らなければ、農地取得需要は生まれず、耕作放棄地の増加が懸念される。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・平坦地での作物は概ね水稻に集約化されており、地域の担い手への集積も進んでいる。この体制の維持や、さらなる集積拡大のためには、効率化を図っていく必要がある。
・山間部については、耕作条件に合致した作物を栽培するため、果樹への転換等を検討する。
・酪農を維持するためには、新規参入の農家が不可欠。そのためには、法人化等を検討し、休暇の取れる形態にする必要がある。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地中間管理事業の活用による担い手への農地集積・集約を基本としつつ、担い手の農作業に支障のない範囲で多様な経営体へ農地利用を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	26.8	%	将来の目標とする集積率
			28.1 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
農地所有者への意向調査結果を基に、希望する担い手への集約を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積・集団化の取組	
平坦地における水稻栽培は集積が進んでいる。畜産農家が牛舎と飼料作物栽培を効率よく行える体制整備を進める。耕作放棄地については補助金を活用して再生し、担い手に集積していく。	
(2)農地中間管理機構の活用方法	
農業を担う者が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。	
(3)基盤整備事業への取組	
大規模な整備は困難であるが、農業者の要望により必要な整備を検討していく。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組	
人手不足に対応するため、地元出身者やその親族及びその他、外部からの人材を受け入れし、地域での育成に取り組む。移住施策と連携するなどし新規就農の受け入れを積極的に行う。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	
農業協同組合及びライスセンターについては、農作業委託を拡大していくにも限界があるため、農業支援サービス事業者同士の相互の協力体制を整えられるように支援を検討したい。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)		
☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業
☐ ④燃料・資源作物等	☐ ⑤保全・管理等	☐ ⑥農業用施設
☐ ⑦果樹等	☐ ⑧その他	☒ ⑨耕畜連携等

【選択した上記の取組内容】

①農地に箱ワナを設置するなど、農業者と猟友会が連携して、鳥獣被害防止に努める。

⑨水稻の稲わらを畜産農家が利用する取組を継続する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和16年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農		肉用牛	0.85 ha	ha	肉用牛	0.85 ha	ha	A	
認農		水稻	14.22 ha	ha	水稻	14.22 ha	ha	E	
認農		酪農	0.75 ha	ha	酪農	0.75 ha	ha	F	
認農		酪農	2.24 ha	ha	酪農	2.24 ha	ha	P	
認農		露地野菜	0.27 ha	ha	露地野菜	0.27 ha	ha	S	
認農		酪農	0.98 ha	ha	酪農	0.98 ha	ha	T	
認農		酪農	1.54 ha	ha	酪農	1.54 ha	ha	Z	
認農		酪農	0.1 ha	ha	酪農	0.1 ha	ha	エ	
認農		工芸農産物	1.18 ha	ha	工芸農産物	1.18 ha	ha	オ	
認農		露地野菜	2.04 ha	ha	露地野菜	2.04 ha	ha	キ	
認農		酪農	0 ha	ha	酪農	0.75 ha	ha	ク	
認農		酪農	0.42 ha	ha	酪農	0.42 ha	ha	サ	
認農		水稻他	0.15 ha	ha	水稻他	0.15 ha	ha	ス	
認農		蕎麦	0 ha	ha	蕎麦	0.46 ha	ha	ヌ	
利用者			0.42 ha	ha		0.42 ha	ha	CH11	
利用者			0.16 ha	ha		0.16 ha	ha	CH18	
計	16経営体		25.32 ha	0 ha		26.53 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

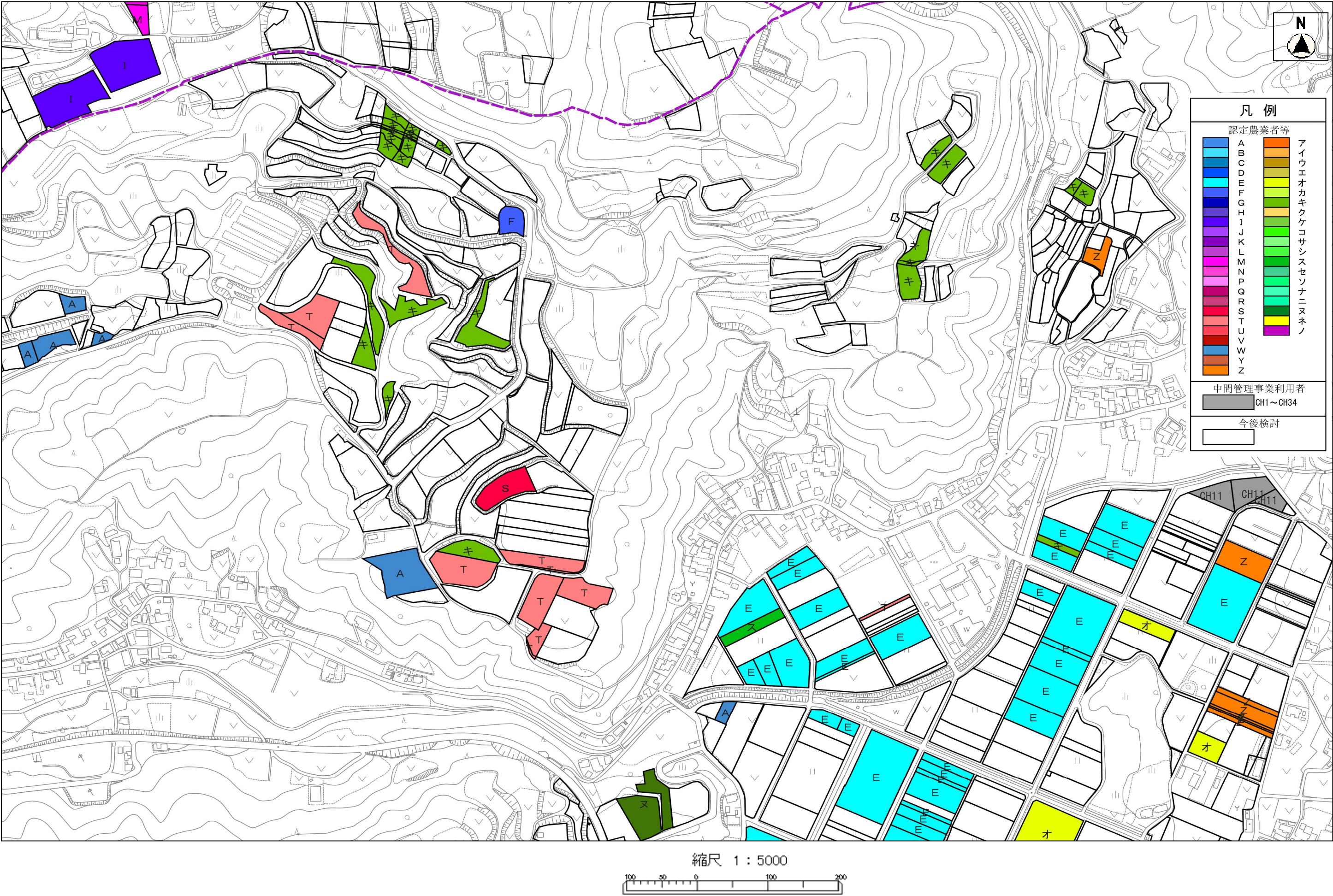
農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

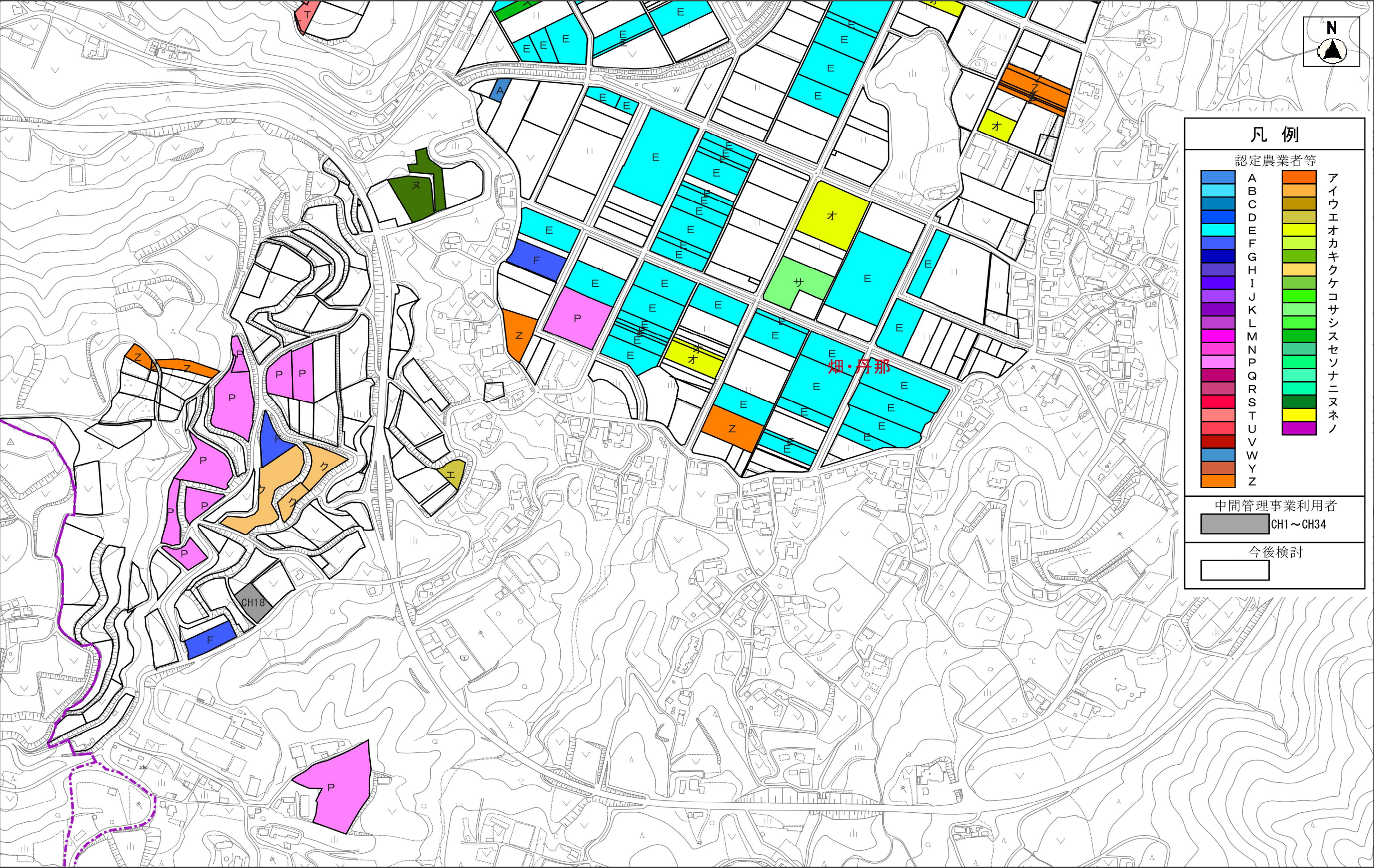
地域計画 目標地図

函南町 丹那・畑地区 北側



地域計画 目標地図

函南町 丹那・畑地区 南側



凡 例

認定農業者等

A	アイ	アイウエオカキクケコサシスセソナニヌノ
B	ウ	
C	エ	
D	オ	
E	カ	
F	キ	
G	ク	
H	ケ	
I	コ	
J	サ	
K	シ	
L	ス	
M	セ	
N	ソ	
P	ナ	
Q	ニ	
R	ヌ	
S	ノ	
T		
U		
V		
W		
Z		

中間管理事業利用者

CH1～CH34

今後検討